

ウクライナ侵攻に伴うロシアに対する経済制裁

濱田 太郎 (専修大学法学部教授)

[2022年4月26日 オンライン開催]

1. はじめに

2022年2月24日にロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。森川所員の論考で詳しく検討されるように、国連憲章が定める武力行使禁止原則に違反する明白な国際法違反の武力行使に当たる。本稿はこうした違法な武力行使に対する経済制裁の合法性やその法的小よび経済効果について論じる¹⁾。

2. ウクライナ侵攻に伴うロシアに対する経済制裁の経緯と特徴

経済制裁という文言は武力行使以外の措置を指して多義的に用いられており、国連の集団安全保障体制の一環として行われる場合と各国が自発的に行う一方的措置である場合がある²⁾。後者は、「自発的制裁 (autonomous sanction)」と呼ばれる。

(1) ウクライナ侵攻を非難する国連総会決議の採択

国連総会は、3月2日に採択した平和のための結集決議でロシアの軍事行動を非難し即時停戦等を求めた³⁾。この決議には経済制裁を正当化する文言が全く含まれていない。今回の経済制裁は自発的制裁に当たる。西側諸国は迅速に結束し、歴史的に例を見ない大規模かつ包括的な経済制裁を迅速に発動した。今回の経済制裁は、2014年のクリミア併合 (クリミア危機) に伴い発動された経済制裁を拡充するもので、個人の

1) 本稿は、2022年4月26日の第1回専修大学法学研究所ワークショップで行った口頭発表を加筆修正したものである。

2) Asada, Masahiko, 'Definition and Legal Justification of Sanctions', Asada, Masahiko, ed. "Economic Sanctions in International Law and Practice, Routledge", 2019, pp. 3-4.

3) UN Doc. A/ES-11/L.1.

資産凍結・渡航禁止, 最恵国待遇の剥奪, 関税引き上げ, 輸出入規制, 貿易決済制度であるSwiftからの一部排除, 対外直接投資だけでなく自国の民間金融機関の取引禁止を含む包括的な投資制限・禁止, 航空協定の適用停止, 外交官の追放, 中央銀行の資産凍結といった様々な措置からなる。

(2) 自発的経済制裁の法的性質

国連の集団安全保障体制の下で発動される経済制裁と異なり, 自発的制裁の法的性質及び合法性は措置の対象や内容の如何により判断せざるを得ない。

経済制裁は, その対象や内容の如何により国際法上対抗措置として位置づけられるものと報復(返報)として位置づけられるものに分けることができる。対抗措置とは, 相手国による国際義務違反に対しその中止や事後救済の義務の履行を促すために取られる措置で, 本質的には国際法上違法な措置ではありながらも, その違法性が阻却される。これに対し, 報復とはそれ自体国際義務に反しない措置で国際法上合法ではあるが非友好的な措置として位置付けられ, 一定の個人の入国禁止等の渡航禁止などがある。これらの措置は, 通商航海条約, 投資条約, WTO協定などの特定の条約で禁止されない限り, 国家は自由に発動できる。

今回の経済制裁は, 安全保障理事会による経済制裁の授權がないため, 個別の措置毎に適用される国際法規則が異なり法的性格が異なる。こうした大規模かつ包括的な経済制裁は分野横断的な分析が必要になるため, 経済制裁全体を一括して分析する研究は少ない。本稿は, 紙幅の関係で個人の資産凍結と貿易制限に絞って経済制裁の合法性等を検討する。

(3) 自発的経済制裁と国連の集団安全保障体制

これまで最も成功した経済制裁として, 国連及び自発的制裁によるイランに対する経済制裁を挙げる学説が多い。

冷戦時の国連の下での強制的な経済制裁は, ローデシア, 南アフリカの2例があるが, いずれも徹底されていない。冷戦後, 旧ユーゴスラビア, 湾岸戦争時のイラク, ハイチ, 北朝鮮, イラン等の例があり, 活発に行われるようになった。1990年代を「制裁の10年」と呼ぶ場合もある。

イラクに対する経済制裁は, クウェート侵略と大量破壊兵器の獲得阻止の目的を有した大規模・包括的なもので, 一般市民の生活を守るためにより効果的な制裁の実施

方法を検討する機会になった。1990年代以降国連の下での経済制裁は、一般市民に対する悪影響を最小限にしつつ制裁国の政策決定に対する影響を最大化しあるいは政策決定権者自身に対する圧力とするため、制裁対象者や対象品目を限定し効果的に物資や資金の流れを断つ方法がとられている。これはスマート（ターゲット）制裁と呼ばれる。

2001年の米国同時多発テロ事件以降、国際的なテロ行為等を防止するためイスラム国（IS）やアルカイダなどの個人や集団もその対象としている。近年の国連による経済制裁は、その原因行為である「平和に対する脅威」の多様化と発動される措置の多様化の2つの特徴を有していると言われている。

今回のような西側諸国による自発的経済制裁は、とりわけ1980年代以降比較的頻繁に見られるようになった。例えば、1982年のフォークランド紛争の際の西側諸国の経済制裁、1983年の大韓航空機撃墜に伴う西側諸国の経済制裁などがある。大規模人権侵害、侵略行為、民間航空機撃墜などさまざまな原因で経済制裁が発動されている。発動される措置も多様で、例えば1981年にポーランドの労働運動「連帯」の弾圧に対し西側諸国が発動した大規模な経済制裁では、貿易制限だけでなく最恵国待遇の撤回や二国間漁業協定や航空協定の停止も含まれていた。自発的経済制裁も、国連の下で行われる経済制裁と同様にその原因行為の多様化と発動される措置の多様化の2つの特徴を有している。本来は国連の集団安全保障体制が機能すべき紛争でありながら、拒否権を有する五大国が紛争当事国である等の理由によりそれが有効に機能せず代えて一部の国が自発的経済制裁を発動し、今回と共通の特徴を有する例もある。

(4) 国家責任条文から見た対抗措置の合法性の要件

国際法上報復に位置付けられる措置は自由に発動することができるため、対抗措置に位置付けられる措置に絞って、その合法性を検討する。

2001年に採択された国連国際法委員会による国家責任条文によれば、対抗措置を取ることができる主体は原則として国際違法行為の被害国のみに限られ、被害回復のための義務の履行を促すためにのみ発動することが許容される（49条）。懲罰的目的は許容されず、要件を満たす対抗措置のみが違法性を阻却される（22条）。対抗措置が目的とする被害回復のための義務の履行とは、責任国による当該義務の履行継続（29条）、中止・再発防止約束（30条）、回復（31条）の3種類がある。回復とは、原状回復、金銭賠償、精神的満足の単独または組み合わせをいう（34条）。

被害国の概念は国家責任条文で直接定義されていないが、42条が被害国として責任を追及できる場合を列挙することで実質的に被害国の定義を行っていると解されている。被害国には3種類があり、①被害国に対し個別的に負う義務の違反があり当該義務違反の対象となった場合、②被害国を含む国の集団または国際社会全体に対する義務の違反があった場合で当該義務違反が当該被害国に特に影響を与える場合、③被害国を含む国の集団または国際社会全体に対する義務の違反があった場合で当該義務違反が当該義務の履行継続について他のすべての国の立場を根本的に変更する性質のものである場合である。したがって、被害国として責任追及を行う権利が認められるのは、違反された義務の性格、その違反の態様・重大性の観点から判断される⁴⁾。

被害国であるか否かが重要になるのは、他国の責任を追及する権利を有するか否かの判断(42条)に加えて、どのような方法で責任を追及することができるのかの判断(48条)に関係するからである。ロシアのウクライナ侵攻は、ロシアとウクライナ間の武力紛争として二刃的にとらえることも可能であろうが、国連憲章が定める武力行使禁止原則に違反する国際違法行為として被害国を含む国の集団または国際社会全体に対する義務の違反が存在する⁵⁾。ウクライナは武力紛争の当事国としてここにいう特に影響を受けた国として被害国であることは言うまでもない。しかし、それ以外の国、とりわけ武力紛争の当事国ではない日本などもここにいう被害国に当たるか検討する必要がある。この点について、浅田正彦は、義務違反の結果として、必ず被害国と被害国以外の国の双方が存在することになる例として、侵略行為の禁止の違反があると指摘する⁶⁾。侵略行為の禁止は、集団的(多数国間)義務であって対世的義務の一例であり、直接の被侵略国は被害国となりそれ以外の国は42条の下で被害国とされることはないが侵略行為の禁止が対世的義務であることから被害国以外の国に対世的義務に関する48条が適用され、48条が許容する限度で侵略国の責任を追及する権利が与えられていると解する。これに対し、岩沢雄司は、バルセロナトラクション事件の国際司法裁判所判決が侵略行為の禁止、ジェノサイドの禁止を対世的義務として例示したことを踏まえ、侵略行為の禁止は必ずしも二国間関係に還元できないわけではないが、

4) 浅田正彦「国家責任条文における義務の類型化と『被害国』の概念——第42条と第48条の関係をを中心に」松井芳郎=富岡仁=坂元茂樹=薬師寺公夫=桐山孝信=西村智朗編『21世紀の国際法と海洋法の課題』(東信堂, 2016年)48頁。

5) 同上51-52頁。

6) 同上64頁。

国際共同体全体にとって根本的な義務であって被侵略国以外の国もその遵守に強い法的利益を持つことから対世的義務とみなされたと解する⁷⁾。そして、対世的義務の違反に対して、直接の被害を受けていない第三国も違反行為をやめさせるために対抗措置を取ることが許されるのかどうか検討する⁸⁾。国家責任条文54条で被害国以外の第三国が違反国に対してとる合法的な措置を妨げるものではないと定める。この規定について、国家責任条文のコンメンタリーに言及し、被害国以外の国が対抗措置に訴えられるかについて立場を留保したもので、この問題の解決を国際法の発展に任せた保留条項であると指摘する。もっとも、この規定が第三国による対抗措置を否定するものではないことは明らかであると指摘する。そして、コンメンタリーが西側諸国による大規模な自発的経済制裁の例を挙げ、国家実行が少なく萌芽的であり第三国によるこれらの対抗措置に関する国際法の現状は不明確であると評価した点について、これを少ないと見るのは必ずしも適切ではないと思われると指摘し、国際法は対世的義務の重大な違反に対して第三国が対抗措置をとることを許容する方向に発展していると評価する。武力行使ないし侵略行為禁止義務をどのようにとらえるかにより被害国の概念は必ずしも一致しておらず、中谷和弘は第三国による対抗措置を広く認める立場⁹⁾で岩月直樹はかなり限定的な場合のみ認める立場である¹⁰⁾。

いずれの学説が妥当であるか評価することは大任であり本稿はこれを果たせないが、仮に被侵略国以外の第三国も経済制裁を取ることが許容されるならば、経済制裁を発動していない国が第三国が発動した経済制裁を甘受する義務、ないし、経済制裁の対抗力を措定せざるを得ない。1982年のシベリア・パイプライン事件などを見ると、日本は米国が一方的に発動した経済制裁の域外適用の悪影響を受け、米国の一方主義を批判してきた。被侵略国以外の第三国による対抗措置を許容すると、今日では主に西側諸国が様々な理由に基づいて大規模な自発的経済制裁を行うことが比較的頻繁にあ

7) 岩沢雄司「国際義務の多様性——対世的義務を中心に」中川淳司・寺谷広司『国際法学の地平——歴史、理論、実証』（東信堂、2008年）154頁。

8) 同上159-162頁。

9) 中谷和弘「安保理決議に基づく経済制裁 近年の特徴と法的課題」国際問題570号（2008年4月）、同「ロシアのクリミア編入と国際法」論究ジュリスト9号（2014年）、同「経済制裁と国際公益——第三国との関係を中心として」広部和也・田中忠編集代表『国際法と国内法 国際公益の展開：山本草二先生還暦記念』勁草書房、1991年。

10) 岩月直樹「重大な人権侵害が問題とされる場合における第三国による非軍事的な一方的強制措置の法的性質——「第三国による対抗措置」についての批判的考察」岩沢雄司・森川幸一・森肇志・西村弓『国際法のダイナミズム——小寺彰先生追悼論文集』有斐閣、2019年。

ることから、こうした米国の一方主義に歯止めが利かなくなる恐れがあることに一抹の不安を感じなくはない。

国家責任条文は、対抗措置に均衡性の要件を課す(51条)。均衡性の要件とは、国際違法行為の重大性および問題となる権利を考慮しつつ、被った損害と均衡な対抗措置に限定することを言う。重大性とは、本件では武力行使禁止の違反の重大性を指す。加えて、許容される対抗措置は、武力行使禁止義務違反により被害を受けた権利との関係が問題となる。この点は、個人の資産凍結の合法性を論じる際に後に再度触れることにする。

対抗措置の発動手続として、対抗措置をとる前に原則として事前交渉を申し出ることが義務付けられている(同52条1(b))。紛争が当事国を拘束する決定を行う権限を有する裁判所に付託されている場合、対抗措置をとることが認められておらず、既に発動している場合には停止しなければならない(同52条3(b))。ただし、責任を負う国が紛争解決手続を誠実に実施しない場合には適用されない。

ロシアは東部2州(ルハンスク及びドネツク)においてジェノサイド行為が発生していることを軍事活動の根拠にした。ウクライナは、このような主張が虚偽でありウクライナに対する違法な軍事行動を行っているとして、ロシアをジェノサイド条約違反で国際司法裁判所に提訴した。国際司法裁判所は、3月16日にロシアの軍事行動の停止を求める暫定措置命令を出した。しかし、ロシアは暫定措置命令を履行する意思はないと表明しており、国家責任条文が定める対抗措置の禁止ないし停止の例に当たらないだろう。

(5) 個人の資産凍結の合法性

日本を含む西側諸国は、プーチン大統領、ラブロフ外相等国家元首、閣僚、政府職員、その家族に加え、オリガルヒと呼ばれる新興財閥の経営者やその家族の個人資産の凍結を実施している。

個人の資産凍結は対抗措置として比較的頻繁に行われる措置であるが、本来は国際法上違法な措置であり、具体的な措置毎に違法性の阻却を検討する必要がある。上記の通り日本は被害国として対抗措置をとることができるかどうか検討の余地があると思われるが、仮に日本が被害国であるとしてもこうした資産凍結の目的がロシアないしロシア国民に対する懲罰が目的であるとすればそのような措置は許されない。また均衡性の要件も問題となる。武力行使禁止の違反の重大性、武力行使禁止義務違反に

より被害を受けた権利を考慮してどのような措置が許容されるかが決まる。この点で、オリガルヒは確かにプーチン大統領等の現在の政治権力と個人的つながりがあるのかもしれないが、民間人であるためその資産を凍結することがなぜロシアの政策変更、武力行使の中止につながるのか疑問と言わざるを得ない。

そもそも、個人の資産凍結を徹底することは、彼らに対する人権保障の発想を欠いている。国連の集団安全保障体制の一環として実施された経済制裁、スマート制裁の対象とされた個人が資産凍結等が人権条約に違反しているとして自由権規約委員会の個人通報手続で申立を行ったり、欧州人権裁判所で提訴された事件が既に発生している¹¹⁾。今回の個人資産凍結も将来のこうした紛争を招きかねない。

(6) 貿易制限の合法性——安全保障例外の適用状況

貿易投資の自由化を義務付ける条約は貿易投資の制限や禁止を認める例外条項を規定する場合がある。例えば、安全保障を理由とする貿易投資の制限(安全保障例外)は、WTO協定、投資条約、自由貿易協定、通商航海条約、欧州連合機能条約等に見られる¹²⁾。こうした例外条項の適用を巡る紛争は、これまでにWTO、投資条約仲裁、国際司法裁判所、欧州司法裁判所で係争されている。議論の出発点として、GATT 21条に規定される安全保障例外の適用を巡るウクライナとロシアの間の紛争(ロシア-通過事件(WT/DS512))¹³⁾を最初に検討する。

クリミア危機に伴いロシアはウクライナに包括的経済制裁を実施し、その一環としてロシアを経由しウクライナからカザフスタン等へ輸送される貨物の輸送を制限禁止する措置を取った。ウクライナはこの措置がGATT 5条等に違反するとしてWTO紛争解決制度に申立を行ったが、小委員会(パネル)はGATT 21条の適用を認め申立を棄却した。紛争当事国が上訴せず2019年4月26日に紛争解決機関はパネル報告書を採

11) 詳しくは、加藤陽「国連安保理の制裁に対する人権適合的解釈」浅田正彦= 桐山孝信= 徳川信治= 西村智朗= 樋口一彦編集『現代国際法の潮流 I——総論、法源・条約、機構・経済、海洋、南極・宇宙』東信堂、2020年。

12) 分野横断的に研究した論考としては、例えば若狭彰室「『安全保障例外』の法的性質——規律範囲画定と措置正当化」現代法学第42号(2022年)がある。

13) 詳しくは、酒井啓亘「GATT/WTO体制における「安全保障例外」の審査可能性とその意義」日本エネルギー法研究所『エネルギー資源確保に関する国内外の法的問題の諸相——2015～2016年度エネルギー資源確保に関する国際問題検討班報告書』(2021年)。濱田太郎「WTOによる紛争処理方式——ロシア-通過運送事件」森川幸一= 兼原敦子= 酒井啓亘= 西村弓編『国際法判例百選 第3版』有斐閣、2021年。

択した。

「締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める」(GATT 21条)との文言は、各締約国の自律的・自己判断的な解釈を許容するとしてもその対象(範囲)が問題となる。ロシアは、同条(b)の3つの号に挙げられた問題の決定のすべてについて自律的・自己判断的な解釈権限を有するという最も広義の解釈に基づきロシアの措置はパネルの審査に服しないと主張した。しかし、パネルはこれを文理解釈及び条約交渉時の経緯から退けた。そして、パネルは、援用国が①国際関係の緊急事態の存在、②当該貿易制限と緊急事態の時系列的な一致については客観的に証明する必要があると解釈した。他方で、①自国の安全保障上の重大な利益、②どのような措置が必要であると判断するかについて援用国が自律的に自己判断できると解釈した。もっとも、これらの決定について有する援用国の裁量は条約の誠実解釈義務によって制約される。GATT上の義務を免れる手段としてGATT 21条の例外を用いないことが求められる。また、当該貿易制限措置が安全保障上の重大な利益との関係で最低限のもっともらしさを備えていること、当該措置がそのような利益を保護するには信じ難いものではないことが求められる。

安全保障例外はサービス貿易一般協定14条の2、貿易関連知的財産権協定(TRIPs協定)73条にも規定され、後者の適用を巡るカタールとサウジアラビアの間の紛争(サウジアラビア-知的財産権保護事件(WT/DS567))¹⁴⁾のパネルはロシア-通過事件と類似した判断枠組みを用いつつ安全保障例外の適用を否認した。米国は上級委員会委員の補充を認めておらず上級委員会は現在麻痺している。サウジアラビアが上訴しこのパネル報告書は確定していない。

今回の貿易制限に当てはめると、第1に、ロシアとウクライナは武力紛争当事国であり緊急事態は存在する。第2に、貿易制限と緊急事態との時系列的な一致も要件を満たすといえる。武力紛争が継続中である以上、安全保障上の重大な利益は存在する。貿易制限の必要性の判断は安全保障上の重大な利益との関係で最低限のもっともらしさを備えていれば足り、様々な貿易制限の必要性が認められるであろう。

国際司法裁判所は、1986年6月27日のニカラグア事件判決で米国・ニカラグア間の1956年の友好通商航海条約21条1(c)及び(d)が定める安全保障例外について、同条約の

14) 詳しくは、川瀬剛志「サウジアラビア・知的財産権保護措置事件パネル報告——カタール危機とWTOの安全保障条項」経済産業研究所 Special Report, https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/120.html (最終閲覧:2022年5月28日)

解釈適用に関するあらゆる紛争を国際司法裁判所に付託することを認める裁判条項（同24条）の例外に当たらず、加えて、この安全保障例外条項にはGATT 21条が定める自律的・自己判断的な解釈を許容する文言が規定されておらず、国際司法裁判所が締約国による措置が安全保障例外を満たすかどうか決定する管轄権を有することが反証され明白であると解釈した¹⁵⁾。そして、同条約の安全保障例外に基づく措置の必要性要件は、第1に安全保障上の認識と措置との間に時系列一致が存在すること、第2に安全保障上の利益保護の目的に必要な措置に限定されることであると解釈した。そして、ある措置が締約国の本質的な安全保障上の利益を保護するために必要であるかどうかは純粋に締約国の主観的判断による問題ではないと指摘した¹⁶⁾。ニカラグア政府の政策と行為が米国の安全保障の脅威であると表明した時期と貿易禁止の開始時期は一致しないため、米国による貿易禁止は安全保障上必要な措置であると認められなかった。

ロシアの石油会社ロスネフチは、EUが2014年のクリミア危機に伴い発動した経済制裁措置（債券発行等の禁止及び輸出禁止）が欧州連合条約、EUロシア連携協力協定等に違反するとして英国の国内裁判所に提訴した。先決裁定要請を受け欧州司法裁判所は、2017年3月28日の判決で¹⁷⁾ EUロシア連携協力協定99条1(d)が定める安全保障例外についてイランに対する経済制裁の先例に言及しつつ理事会が措置の必要性の判断に広範な裁量を有すると判示し、措置の必要性を認めた¹⁸⁾。一般裁判所は、より広範な措置を対象とする2018年9月13日の判決¹⁹⁾で、輸出禁止に関しこの先決裁定判決を踏襲した上で、仮にGATTが直接適用可能であったとしてもGATT 21条に安全保障例外が規定されていることに留意する必要があると指摘した²⁰⁾。そして、理事会の広範な裁量に照らせば、国際関係における緊急事態が存在し当該措置が必要であると考慮する権利が認められているとした²¹⁾。欧州司法裁判所は2020年9月17日の判決²²⁾で原

15) *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, Judgment, I.C.J. Reports 1986, para. 220.

16) *Ibid.*, para. 282.

17) Case C-72/15 *Rosneft*, Judgment of 28 March 2017, ECLI:EU:C:2017:236.

18) *Ibid.*, para. 113.

19) Case T-715/14 *NK Rosneft and Others v Council*, Judgment of 13 September 2018, ECLI:EU:T:2018:544.

20) *Ibid.*, para. 180.

21) *Ibid.*, para. 182.

22) Case C-732/18 P *Rosneft e.a v Council*, Judgment of 17 September 2020, ECLI:EU:C:2020:727.

告の控訴を棄却した。先決裁定判決は規定の文言に着目し広範な裁量を導き出している。EUロシア連携協力協定99条1は、GATT 21条と同様に締約国の自律的・自己判断的な解釈を許容する文言を規定する。

こうしてみると、安全保障例外条項の具体的な文言、とりわけ締約国の自律的・自己判断的な解釈を許容する程度が必要性要件等の解釈に大きな影響を及ぼしている²³⁾。非常に多数の二国間条約が網の目のように締結されている投資保護の分野では、投資家対国家紛争解決手続を通じて投資条約等が定める安全保障例外等の例外規定の適用²⁴⁾が頻繁に争われている。それぞれの条約の例外規定で安全保障、公の秩序等の様々な対象が規定されその文言も異なるため、従来から一貫性を欠くという批判を受けてきた仲裁廷及び取消委員会の解釈は、例外規定の法的性格の解釈や適用状況についてより一貫性を欠く恐れがある。

3. 大規模・包括的経済制裁の効果

(1) 経済制裁の目的

今回の大規模・包括的経済制裁は、違法行為の中止(停戦)や再発防止の約束、ロシア軍の撤退、ウクライナの領域主権の回復等を目的としている。経済制裁の経済効果を通じてロシアにこれらの行為の実行を課す間接強制を行っている。したがって、経済制裁の経済効果は、ロシアが迅速に屈服するほど劇的なものでなければならない。経済制裁で最も成功したとされる国連及び自発的制裁の対イラン経済制裁では、イランの政策変更(核兵器開発断念)は実現できなかったが、イランを2015年核合意(包括的共同行動計画(JCPOA))の体制内にとどまらせる効果はある。2014年のクリミア危機以降のロシアに対する自発的制裁は、少なくとも第三国がクリミア併合を承認するのを思いとどまらせる効果は認められる²⁵⁾。今回の経済制裁でもロシアに軍事援助を行う国がないことはその効果と言ってよい。しかし、ロシア軍の撤退及びウクライナの領域主権の回復はロシアの政策変更を必要とするため、従来の例から見れば間接強制

23) 例えば、日米貿易協定4条(b)は、自国の安全保障上の重大な利益の認定及び措置の必要性のいずれについても各締約国の自律的・自己判断的な解釈を許容する文言になっている。

24) 例えば、川瀬剛志「投資協定における経済的セーフガードとしての緊急避難——アルゼンチン経済危機にみる限界とその示唆」『RIETI Discussion Paper Series』09-J-003(2009年)参照。

25) Hayashi, Mika, 'Russia: Crimea Question and Autonomous Sanctions', Asada, Masahiko, ed., *supra* note 2, pp. 235-236.

に過ぎない経済制裁で実現するのは極めて困難であると言わざるを得ない。

(2) 経済制裁の経済効果の予測

西側諸国の大規模包括的な経済制裁の効果について、例えば、民間金融機関の連合体である国際金融協会 (IIF) は、2022年のロシアの経済成長率がマイナス15%、2023年度の経済成長率がマイナス3%に落ち込むと予測した²⁶⁾。IIFの予測は、米国ホワイトハウスでも言及されている²⁷⁾。IMFは、2022年でマイナス8.5%、2023年度でマイナス2.5%と予測した²⁸⁾。アジア通貨危機の際の1998年の経済成長率がマイナス5.3%であり、今回の経済制裁の影響は大きい。

しかし、経済制裁の経済効果は逡減する。経済制裁は長期間であればあるほど、輸入代替により徐々に効果が薄れていく。ただし、西側の高度な技術が必要な生産は代替できないだろう。また、ロシアから西側諸国に対する労働者の流出、いわゆる頭脳流出も影響する。その分来年度以降の経済成長の回復を押し下げる要因となる。

(3) 経済制裁に対する市場の評価

投資家が経済制裁の効果をどのように評価しているか、ウクライナ侵攻後の為替市場、国債市場、株式市場の動向を見る。

① 為替市場

西側諸国はロシア中央銀行の資産を凍結し為替介入を不可能にしルーブルの価値の大規模棄損を目指した。ルーブルの価値が急激に下がると、ロシアは激しいインフレに見舞われ経済破綻に追い込まれる。アジア通貨危機の際のロシアがまさにそうだった。通貨急落により投資家の心理が悪化し、海外投資家が急激かつ必要以上に投資を回収し通貨がさらに下落し国際収支が急激に悪化する。これは一般に通貨危機と呼ばれる。為替レートが大幅に下落すると外貨建の債務残高が急増する。加えて、政府は

26) 「ロシア、ウクライナ侵攻で過去15年分の経済成長を失う見通し——IIF」Bloomberg News, 2022年3月25日1:40 JST <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2022-03-24/R997N0DWRGGC01> (最終閲覧: 2022年5月29日)

27) The White House, 'Fact Sheet: United States and Allies and Partners Impose Additional Costs on Russia', 2022年3月24日 <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/03/24/fact-sheet-united-states-and-allies-and-partners-impose-additional-costs-on-russia/> (最終閲覧: 2022年5月29日)

28) IMF, "World Economic Outlook 2022 War Sets Back the Global Recovery", p. 6.

地方自治体や国営企業の債券や民間債務等偶発債務の肩代わりを迫られる。こうして償還や利払いが滞るとデフォルトに陥る。これが一般に債務危機と呼ばれる。

ロシアは政策金利を一時20%に引き上げ、為替取引制限等の厳しい資本規制を行い、西側諸国にガス代金のルーブル払いを命令し、財政支出の拡大を示唆し、市中銀行から金を買入れるなど政策を総動員した。ルーブルの為替レートは例えば対ドルで一時期半値程度まで下がったが、その後は侵攻前とほぼ変わらない水準に回復した。厳しい資本規制の下で取引が小規模にとどまっている中でガス代金のルーブル払いを命令したため投資家の思惑を生みルーブル高を招いた。

為替レートは安定的に推移しており、政策金利の利下げを実施し、個人による現金外貨購入等を許可するなど資本規制の一部を緩和した。中央銀行が通貨危機を既に回避することに成功したと判断していることを示している。為替市場は厳しい資本規制²⁹⁾の下で官製相場の様相を呈しているが、為替レートの安定は経済制裁に対応した経済構造転換（輸入代替）を助けるであろう。

② 国債市場

ロシアは3月18日ドルによる利払いを実施した。3月30日に4月4日償還分をルーブルによる早期償還に応じることを発表し、早期償還に応じなかった分をドルで償還した。これを潜在的デフォルトとみなし、さらに米国は自国の金融機関を通じたドル建てロシア国債の償還・利払いを禁止した。これにより5月初頭にデフォルトに陥るとみられていたが、ロシアは4月29日にドルによる利払いを実施しデフォルトを回避した。

ルーブル建ての10年債の利回りは3月7日に19.53%を記録した後、現在は侵攻前とほぼ同水準（約10%）である。この水準は途上国国債と同等で、投資家はロシア国債がデフォルトに陥ると評価しているとは言えない。ただ、ドル建てのロシア国債の利回りが異常に上昇している。ただ上記のように4月29日に市場の予想に反しドルで利払いを実施したため、ドル建てのロシア国債の価格は急騰した（利回りは低下した）。まさにマネーゲームの様相を呈している。

ドル建ての国債の利回りがルーブル建ての国債の利回りと連動しなくなる異常事態は、これから引き起こされようとするデフォルトが支払能力に関係がない極めて人為的なものであることを暗示する。デフォルトによりロシアは国際市場で資金調達でき

29) 経常的支払いに対する制限は明らかにIMF協定8条違反である。IMF協定では、加盟国の義務の違反に対し、一般資金利用（融資）資格停止、投票権停止、脱退要求の制度が設けられている（26条）。

なくなることは少なくとも明白であるが、引き続き国内市場では資金調達可能と思われるデフォルトがどのような影響をもたらすかその全体像は明らかではない。

③ 株式市場

RTS指数は2月16日(1524.51)以降急落し、2月24日には半値以下(610.33)に暴落した。ウクライナ侵攻後休場し再開後徐々に値を上げ急落前に比べ2割安程度まで回復した。しかし、空売り等の厳しい売買規制と政府による株式の大規模買い入れを実施しており官製相場の様相を呈している。

(4) 経済制裁は効果をあげているのか

市場動向を見ると官製相場になり必ずしも投資家の適正な評価を導き出せない面があるが、経済制裁の効果は決して劇的なものとは言えない³⁰⁾。IIFの予測は、ルーブルの大幅下落、モスクワ株式市場の暴落、債券利回りの急上昇などロシアの金融情勢の悪化を踏まえたものであった³¹⁾。これに対し、IMFの予測は経済制裁によるロシアの非エネルギー輸出の大幅減少とエネルギー輸出の緩やかな減少に基づく³²⁾。さらにエネルギーの禁輸が徹底された場合2023年までにロシアの経済成長はマイナス17%に陥ると予測する³³⁾が、これらの予測では純輸出の減少が大きく寄与することを指摘する。アベノミクスの下での日本の長期の好景気にみられるように純輸出の増減は国民の実感につながりにくい。エネルギーの禁輸を徹底すればロシア経済により大きな打撃を与え、エネルギー産業と政府収入の減少、エネルギー産業の雇用悪化等をもたらすが、国民の大多数には実感が乏しい恐れがある。経済制裁の直接的効果というよりはむしろ家計や投資家の心理の悪化を通じて個人消費や設備投資も減少するが、こうした減少は通常の景気循環でも生じる。ロシアの大規模な景気対策が奏効すれば予測されたGDP減少幅は減少する。

より大きな問題は、インフォーマル・セクターの影響である。ロシアのGDPに軍需産業の生産や軍事費支出が適正に反映されているとは思えない。軍事費支出は景気対策的效果や雇用吸収効果があり、軍需産業の活況によりGDPの減少幅が減少する、

30) 経済制裁はインフレをもたらすと予測されるが、近時の高インフレは物流の混乱が原因かもしれない。

31) IIF, 'Global Macro Views — Russia's Invasion of Ukraine and EM', 2022年3月10日 https://www.iif.com/Portals/0/Files/content/1_IIF031022_GMV.pdf (最終閲覧:2022年5月29日)

32) IMF, *supra* note 28, p. 25.

33) 「ロシア経済は制裁で打撃、早期回復見込めず = IMF チーフエコノミスト」ロイター通信2022年4月20日 <https://jp.reuters.com/article/imf-worldbank-russia-idJPKCN2MB209> (最終閲覧:2022年5月29日)

あるいは仮にGDPが減少したとしても国民の実感と大きく乖離する可能性がある。

4. おわりに

本稿は論点を提示するだけにとどまり明確な結論を導き出すことができないが、最後に若干でも日本の果たすべき役割を提唱するよう試みたい。

ロシアに対する経済制裁の最大の効果はエネルギー分野における禁輸によってもたらされる。西側諸国は自国への悪影響を甘受し禁輸を徹底するほかない。エネルギー供給の安定化のためにも、国際協調主義による米国の一方主義を牽制するためにも、日本は米国のイラン核合意への復帰と対イラン経済制裁の解除を促すべきであろう。

自発的制裁は参加しない国が多数ありロシア経済を完全に隔離できない。国民経済全体の隔離や遮断を目標にするのではなく、資金の国際的移動とりわけロシアからの資金流出を可能にする形で実施する方がロシアに対する打撃が大きい。思うに、今回の大規模包括的経済制裁は、その効果を考えて実施しているよりは、むしろ、私たちの良心の呵責や免罪符として機能し実施されているように思えてならない。経済制裁の限界を知り達成可能な目的を定め効果的な措置に限定して実施すべきである。

【注】 本稿脱稿後、6月1日にロシア国債のデフォルトが認定された。報道等によると、4月4日に利払いを行うべき約190万ドルのドル建てロシア国債の利払いが不履行のままであり、これがクレジットイベント（信用事由）に該当すると認定された。